平成２４年度第３回清須市農業委員会議事録

招集年月日　平成２４年６月２０日（水）　午後２時
招 集 場 所　清須市役所　３階　大会議室
開　　会　平成２４年６月２０日（水）　午後２時
出 席 委 員　１８名

１．渡辺秋郷	２．大橋　浩	３．石田紀與	４．早川勝義
５．浅井尊弘	６．安田武雄	７．瀬尾久善	９．成瀬恒雄
１０．三宅正恭	１１．日下部錠一	１２．石黒鉱俊	１３．川崎良一
１４．小﨑　進	１５．小崎崇徳	１６．星野國雄	１７．加藤頌茲
１８．星野　満	１９．櫻井紀彦		

欠 席 委 員　１名
　　８．浅野佳伸

本会議に職務のために出席した者の氏名
　　事務局長　　寺井秀樹
　　主　　事　　島津行康・山田悠二・山口勝敏・寺前俊孝

議 事 日 程　１．開会のことば
　　２．農地転用等について
　　３．その他

事　務　局　　只今より平成２４年度第３回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会　　長　　こんにちは。田植えも終わり、「梅雨の時期本番」と思わせるような天候が始まりました。台風４号も昨夜通過、大きな被害もなかったと聞き安堵しております。
　明後日には、台風５号も接近するようです。委員の皆さんにおかれましては、体調管理には十分注意していただきたいと思います。
　では、改めまして只今から、平成２４年度第３回清須市農業委員会を開催いたします。
　本日の出席議員は１８名で、８番　浅野　佳伸（あさの　よしのぶ）委員から欠席との連絡が入っております。定足数に達していることをご報告いたします。
　次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、１０番　三宅　正恭（みやけ　まさやす）委員と１９番　櫻井　紀彦（さくらい　のりひこ）委員にお願いしたいと思います。
　ご異議ございませんか。

　「異議なし」の声あり。

会　　長　　ありがとうございました。
それでは、議案第３号　下限面積（別段の面積）の設定についてに入ります。事務局より説明をお願いします。

事　務　局　　はい、会長。
議案第３号　下限面積（別段の面積）の設定についてご説明します。
　これまでにも平成２１年１２月１５日の農地法が改正に伴い様々な点について審議いただいておりますが、本日、審議いただくのも農地法の改正に伴い生じた内容のものとなっています。
　この改正に、農業委員会として、毎年、下限面積及びその設定について見直し、その見直した下限面積とともにその理由を公表することとな　っています。そのため、清須市農業委員会としても、別段の面積・下限面積の設定又は修正について審議いただくものです。
　それでは、資料をお願いします。
　「下限面積（別段の面積）の設定について」としまして、先の説明でも触れさせていただきましたが、平成２１年１２月１５日に公示した別段の面積・下限面積は、清須市においては２０アール、２反となっており、この下限面積について、平成２４年度についても資料にありますとおり、２０１０農林業センサスの結果等を踏まえ設定し、ＨＰ等で検討した内容、理由を付して公表して聞きたいと考えております。
　この別段の面積の検討に関して、農地法施行規則第２０条第１項並びに第２項を適用することとなっているため次のとおりとさせていただきます。
（１）農地法施行規則第２０条第１項の適用について　ということで、清須市としては、現在の別段の面積、下限面積の２０アールの変更は行わない。なぜなら、昨年、審議いただいた際に用いた２０１０農林業センサス及び農地の利用状況調査等を踏まえた結果、清須市における経営耕作地面積に大きな変化が見られないため、２０１０農林業センサス時の調査結果で、０．２ｈａ以下の経営耕作地面積の農業者の割合は、全体の約３８％となっているため、農地法施行規則第２０条第１項第３号に記されている「事業に供している者の総数のおおむね百分の四十をくだらないように算定されるものであること」に合致すると考えられるため、変更をしない理由とします。
　また、農地法施行規則第２０条第２項第１号では、「耕作の目的に供されておらず、かつ、引続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正に利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。」と記されており、清須市においては、農地パトロール後の指導通知にて耕作放棄地は、縮小しているとの結果も出ており、拡大もされていないため変更しない理由とします。
　以上、この二つの要件により、清須市における別段の面積・下限面積は、従来どおりの２０アールとして、変更なしで提案させていただきます。

会　　長　　事務局の説明が終わりました。
　この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

【特になし】

会　　長　なければ、この案件について、原案のとおり認めることでご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

会　　長　ありがとうございます。
では、この案件について許可することにいたします。

続きまして、
報告第１２号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・３件
順に読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。
番号６番　清洲●●●●●●●●、●●●●●、●●●●●　登記は農地　現況は宅地、面積合計８５２㎡、始末書が提出されており、転用目的は一般個人住宅です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

石黒委員　問題ありません。

会　　長　番号７番　新清洲●●●●●●●、登記は畑　現況は宅地、面積９１㎡経緯書が提出されており、転用目的は一般個人住宅です。
経緯書について、事務局に説明を求めます。

事務局　はい、会長。
この届出地については、昭和５３年９月に共同住宅建築を目的として、農地法第４条の届出をいたしましたが、その届出をなくしてしまい、再度農地転用届出をするものです。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

石黒委員　問題ありません。

会　　長　番号８番　土器野●●●●●●、登記は畑、現況は宅地、面積１１３㎡、こちらについても始末書が添付されています。転用目的は一般個人住宅です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

安田委員　問題ありません。

会　　長　以上の農地法第４条第１項第７号の件について、何か質問等ありませんか。

【特になし】

会　　長　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。
続きまして、
報告第１３号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・16 件
こちらも、順に読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。
番号１９番　一場●●●●●●●、登記現況は畑、面積は４６㎡、転用目的は露天駐車場です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

三 宅 委 員　問題ありません。

会　　長　番号２０番　花水木●●●●●●●●●、登記は畑、現況は宅地、面積２８１㎡、転用目的は一般個人住宅です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

石 黒 委 員　問題ありません。

会　　長　番号２１番　一場●●●●●●●、●●●●●　ともに登記現況は畑、面積合計１４１㎡、転用目的は一般個人住宅です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

三 宅 委 員　問題ありません。

会　　長　番号２２番　新清洲●●●●●●、●●●　ともに登記現況は畑、面積合計は５２３㎡、転用目的は２２番ともに資材置場としての一時転用です。
番号２３番、上条●●●●●●　登記現況とも畑、面積は３８８㎡、転用目的は資材置場としての一時転用となっており、２２番とともに、転用期間は、今年７月３１日までとなっています。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

日下部委員　●●●、●●●については、一部砂利が敷いてあり既に駐車場として利用されているので、現況地目は雑種地ではないでしょうか。そのため、期間終了後、農地へ復元するにしても、この部分については復元できないのではないでしょうか。

事　務　局　この案件につきましては、経過を見ていき、もし農地への復元がなされない場合は、事務局として転用届けを提出していただくよう指導していきます。

会　　長　番号２４番　桃栄●●●●●●●、登記は田　現況とも畑、面積２３９

㎡、転用目的は住宅建築です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

浅 井 委 員　問題ありません。

会　　長　番号２５番　西市場●●●●●●●●●、登記現況とも田、面積２７９㎡、転用目的は分譲住宅です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

日下部委員　問題ありません。

会　　長　番号２６番　西枇杷島町●●●●●●●●●、登記は田、現況は畑、面積１６１㎡、転用目的は露天駐車場です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

早 川 委 員　問題ありません。

会　　長　番号２７番　花水木●●●●●●、登記現況とも畑、面積合計９６㎡、転用目的は一般個人住宅です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

石 黒 委 員　問題ありません。

会　　長　番号２８番　萩野●●●●、●●●●、登記現況はともに畑、面積合計１５４㎡、転用目的は一般個人住宅です。
地元の委員さんよろしいでしょうか。

浅 井 委 員　問題ありません。

会　　長　番号２９番　一場●●●●●●、●●●●●●、登記現況とも畑、面積合計１２５㎡、転用目的は一般個人住宅です。理由書が添付されていますので、事務局より説明させます。

事　務　局　はい、会長。
平成２４年２月に既に受理通知書は発行し、開発を進めておりますが、この工事終了前に譲受人へ所有権移転をすることになり、その場合、その他の部分で工事中の部分もあるため、地目の変更ができないとの申出がありました。
そのため、今回、必要とされる部分のみ受理通知書を発行するための届出が提出された旨の理由書が添付されています。

会　　長　説明のとおりでありますが、地元の農業委員さんいかがですか。

三 宅 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号３０番　阿原●●●●●●、登記現況とも田、面積２２３㎡、転用目的は分譲住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

石 田 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号３１番　西枇杷島町●●●●●●●、登記は田、現況は宅地、面積１６５㎡、始末書の添付があり、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

大 橋 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号３２番　西枇杷島町●●●●●●●●●●、登記は田、現況は雑種地、面積２㎡、始末書の添付があり、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

渡 辺 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号３３番　西枇杷島町●●●●●●●●、登記は田、現況は雑種地、面積２８６㎡、始末書の添付があり、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

渡 辺 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号３４番　清洲●●●●●●、●●●●、●●●●、登記現況は畑、面積合計２０５．１７㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

浅 野 委 員　　問題ありません。

会　　長　　以上の件について、何か質問等ありませんか。

【特になし】

会　　長　　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。
　続きまして、
　報告第１４号　新たな土地改良事業に施行に係る事業参加申出についてに移ります。
　この件に関しては、市土木課より説明に担当職員が来ておりますので入室を許可いたします。

土地改良事業を行う場合、その事業の概要を公告し、地権者、耕作者等の同意を徴収し、また、意見を求める等の土地改良法の手続きが必要となります。

今回施行を予定している土地改良事業は、春日第２排水機場の改修です。春日支所の五条川をはさんだ反対側にあるグランドの隣にある排水機場で、昭和５６年建設ですでに３０年を経過し、老朽化が著しく、これを改修するとする事業です。

ついては、平成２４年６月７日付けで、緊急農地防災事業春日第２地区の施行申請人代表から、土地改良施行規則第２条の規定に基づき、この事業の参加申出があった場合は当農業委員会で受付をしてほしい旨の依頼がありました。

とはいうものの、その事業の概略を農業委員が知らないではいけないので、主管課である土木課から、農業委員会に事業の概略説明に来ております。ご静聴いただきますようお願いします。

市　職　員　　はい。

（土木課 熊谷）　それでは、土地改良事業についての説明をさせていただきます。資料の「事業計画の概要」を参照下さい。

まず、今回の事業の目的からご説明します。今回事業を行う春日第二排水機場は、昭和５６年に緊急農地防災事業により整備が行われたものです。しかし、その後、地域内開発による流出量の増加に加え、経年変化によるポンプ排水能力の低下により、排水能力の不足をきたしています。そのため、早急に排水機場を更新整備するする必要があります。

次に、資料の「地区概要図」を参照下さい。青色で囲われている地域が、今回の工事の対象となる流域を示しています。また、今回の工事による受益面積は、全体で５７．６ｈａです。内訳としては、田が１８．３ｈａ、畑が１７．８ｈａ、その他（宅地）が２１．５ｈａで、地図上のピンク色で示されている区画が受益区画になると考えられます。

また、今回の工事により、春日第二排水機場の排水能力は、現在のＱ＝０．５６ｍ３/ｓ（１台あたり）から、Ｑ＝１．１７ｍ３/s（１台あたり）へと向上します。

今回の事業における工事の実施期間としましては、平成２４年度から平成２６年度を予定しております。平成２４年度は、工事の設計期間とし、平成２５年度から平成２６年度にかけて工事に着手する予定です。工事にかかる費用は３００，０００千円で、費用負担区分は愛知県が８５％、清須市が１５％で、受益農家の方々への直接負担はありません。

会　　長　　はい。ありがとうございました。

この農業委員会では、この事業に賛成・反対を論じるのではなく、耕作権を持たない所有者で、この事業に参加を希望する方がいたときに申込を受け付けてほしいと言うものですのでお願いします。この件について、そのほか何か質問等ありませんか。

星野（國）委員　　受益面積についてお尋ねしますが、ここで示されている受益面積は、春日排水機場と春日第二排水機場の２つに施設をあわせたものですか。それと、今回の工事で春日第二排水機場の能力が向上するということですが、地区概要図のピンク色で囲われた場所が、その受益地となるのですか。

市　職　員　　はい。
（土木課 熊谷）　　資料に記載させていただいた受益面積は、春日排水機場と今改修工事を行う春日第二排水機場の２機場をあわせたものです。また、今回の工事は地区概要図の青色で囲った区域全体が対象であり、その中でもピンク色で囲った区域内で効果があるものと考えられます。そのため、２つある排水機場のうち、どちらの排水機場がどの区域を対象としている、ということは申し訳ございませんが、お答えできません。ご了承下さい。

会　　長　　ありがとうございます。
その他に何か質問等はありませんか。

【特になし】

会　　長　　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

会　　長　　それでは、（３）その他についてに移ります。事務局何かありますか。

事　務　局　　はい、会長。
その他としまして事務局から連絡申し上げます。
まず、配布資料の「平成２４年度 清須市水田農業構造改革対策現地確認日程表」をご覧下さい。来月の下旬より、資料に記載した日程で、水田農業構造改革対策現地確認を実施します。
７月１９日の午前９時より西枇杷島地区、７月２３日、２４日の午前９時より春日地区、７月２５日の午前９時より新川地区、７月１６日の午前９時より清洲地区、にて現地確認を行います。各農業委員の皆さんは、該当する日時にご協力をお願いします。
また、現時点で該当する日時のご都合がつかない方につきましては、まだ日程調整が可能ですので、ご連絡下さい。
次に、配布資料の「農業委員　緊急連絡網」をご覧下さい。緊急時には、こちらに記載している連絡先へ連絡させていただきます。携帯電話をお持ちの委員さんにつきましては、携帯電話へ連絡をさせていただきますので、注意してください。
以上です。
会　　長　　はい。ありがとうございました。
それでは次回の開催について確認します。平成２４年７月２０日、金曜日、午後２時から、場所は、新川体育館大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

会　　長　　以上で、平成２４年度第３回農業委員会を閉会します。

―終了時刻午後２時４０分―

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１０番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１９番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿